

○国立大学法人埼玉大学全学運営会議規則

〔平成18年12月21日
規則第 136号〕

改正 平成20. 4. 10 20規則45 平成24. 9. 25 24規則34
平成27. 3. 20 26規則78 令和3. 2. 18 2規則30

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第24条第2項の規定に基づき、全学運営会議に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 全学運営会議は、学長と各部局及び各部局間の意思疎通を図るとともに、大学及び部局の機動的な運営を促進するため、学長及び部局長からの提案事項について協議する。

(定義)

第3条 この規則において「部局」とは、各学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、国際本部及び事務局をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に掲げる部局の長をいう。

(構成)

第4条 全学運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 各部局長
- (5) その他学長が必要と認めた者

(会議)

第5条 全学運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長からあらかじめ指名された理事がその職務を代理する。

2 議長は、全学運営会議を主宰する。

3 全学運営会議は、原則として毎月1回、日を定めて、議長が招集する。

4 前項に定めるほか、議長が必要と認めたときは、議長は臨時に全学運営会議を招集することができる。

5 前条第4号の委員が全学運営会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

6 全学運営会議は、委員以外の役員又は教職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 全学運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、全学運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学部局長会議規則（平成16年4月1日規則第7号）及び部局長会議合意事項の部局での実行に関する申し合わせ（平成17年12月22日部局長会議了承）は、廃止する。

附 則（平成20. 4. 10 20規則45）

この規則は、平成20年4月10日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則78）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 2. 18 2規則30）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。